

城下町まち並み保全・魅力創出事業補助金交付要綱

令和6年3月25日制定(中津市告示第106号)

(趣旨)

第1条 城下町まち並み保全・魅力創出事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津城下町のまち並みの保存及び回遊の魅力向上に向けた取組として、城下町における既存の建物を活用して新規に宿泊業又は飲食サービス業を実施する事業(以下「補助事業」という。)をする者(以下「補助事業者」という。)が当該補助事業に要する経費を市が補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(補助交付要件)

第3条 補助金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する補助事業者が行う補助事業に対し交付するものとする。

- (1) 補助事業者の業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)3の第2章大分類Mに掲げる宿泊業又は飲食サービス業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するものを除く。)であること。
- (2) 原則として、1週間当たり4日以上、かつ、営業日の午前11時から午後4時までのうち3時間を含む時間に営業を行うこと。
- (3) 補助事業の実施に当たり、事業計画(中津商工会議所の経営指導を受けたものに限る。)を作成すること。
- (4) 継続して2年以上補助事業を行うことができること。
- (5) 概ね昭和20年以前に建築された建物を店舗等に改装して、前条の目的に則した補助事業を実施すること。
- (6) 補助事業は、補助対象区域(中津城下町として市長が別に定める区域をい

う。)において実施すること(市内で既に営業している店舗等に移転して実施する場合を除く。)

(7) 補助事業を実施するに当たり、法令等に基づく資格又は許認可等が必要であるときは、当該資格又は許認可等を有し、又は補助事業を実施するまでに有する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

(交付の対象及び補助率)

第4条 市長は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、補助事業の区分に応じ、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、補助事業を実施する前にこれを市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書の写し、図面、建物を改修等する前の現況写真

(4) 補助事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにすることができる書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)による。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第5号)により市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる変更をする場合を除く。

(1) 第2条の目的に反しない範囲での軽微な変更

(2) 補助対象経費20パーセント以内の増減を伴う変更

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書(様式第6号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(1) 第8条の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

(3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出することによりしなければならない。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 収支精算書(様式第11号)

(3) 契約書、見積書、領収書又は請求書の写しその他補助事業の実施が確認できる証拠書類

(4) 改装後の店舗等の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者等は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第13号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額が確定する前において、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業者等は交付の決定した額の範囲内において必要と認められる額を市長に請求できるものとする。

3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者等はその不足する額について補助金精算(概算)払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額

に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(財産の処分等の制限)

第16条 補助事業者は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、財産処分等承認願(様式第14号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第17条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第12条から第17条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
宿泊業	店舗等への改装に係る外装工事、内装工事、設備工事及び設計に要する経費	補助対象経費の2分の1の範囲内で市長が定める割合	300万円
飲食サービス業	店舗等への改装に係る外装工事、内装工事、設備工事及び設計に要する経費	補助対象経費の2分の1の範囲内で市長が定める割合	200万円

備考 この表の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。